

現代日本の初等社会科教科書における「人権」記述の分析 — 「市民性」を育成する日韓の人権教育の視点をもとにして—

(社会科教育講座) 福田喜彦

An Analysis of "Human Rights" Description in Elementary Social Studies Textbooks in Modern Japan -Based on the point of "Citizenship" in human rights education Between Japan and Korea- Yoshihiko FUKUDA

(平成 27 年 7 月 8 日受理)

1. 問題の所在

本研究の目的は、現代日本の初等社会科教科書での「人権」記述の分析を通して、「市民性」を育成する日韓の人権教育の視点を考察することである。

「人権の世紀」とよばれる現代において、「人権」をめぐる諸問題を解決することは、能動的な「市民」に求められる必須の資質と能力である。⁽¹⁾ 「人権」をめぐる歴史を繙いてみても、1948年に国連総会で採択された「世界人権宣言」は、戦後の民主的な社会を形成するうえで、日本と韓国の両国においても基本的人権を尊重する新たな市民社会をつくるための基礎となってきた。その後、人権の保障に向けて、国境を越えた連携が重要な課題となった。そのため、国連は、「人権教育のための国連 10 年」(1995～2004年)を実施し、「人権教育のための世界計画」(2005年)の開始が宣言された。その「第 1 フェーズ」(2005～2007年)では、初等中等教育に焦点を当てることと決定され、具体的内容を定めた「行動計画改定案」が採択されている。

日本では、「児童の権利条約」をはじめとする人権関連の諸条約を締結し、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとで人権に関する各般の施策が講じられている。例えば、近年の人権教育に関する施策

をみても、「人権教育・啓発に関する基本計画」(2002年)や「人権教育の指導方法等の在り方について」(2004～2008年)など人権教育の充実に向けた指針が学校現場に向けて示されている。⁽²⁾

一方、韓国では、民主化が進められた 1990 年代以降、人権と民主主義の確立に向けた政策が実施されている。こうしたなか、「国家人権委員会法」(2001年)の制定によって、基本的人権の保護と民主的な基本秩序の確立をめざした「国家人権委員会」が設立され、「人権」理念の実現化に取り組んでいる。⁽³⁾ 2007年に国家人権委員会で開かれた「人権親和的教科書導入のための説明会」⁽⁴⁾では、人権教育の執筆基準や人権親和的教科書の意味などを示し、第 7 次教育課程における各教科書での人権親和的教科書の内容を検討している。

このように日本と韓国では「人権」を侵害する様々な課題に対して、「人権教育」を充実させることで、その課題に応えようとしている。しかし、こうした現代の日本と韓国における「人権」の理念の実現はともに十分なものではない。⁽⁵⁾

日本では、いじめや体罰など子どもたちが抱える人権侵害の被害が跡を絶たないのが現状である。他方、韓国でも、結婚移住者、脱北者の権利など国外者の流入による多文化化の急速な進行という日本が抱える人権問題と

は異なる状況が生み出されている。

けれども、いまなお課題解決が求められている切実な問題として、女性、高齢者、障害者、外国人、犯罪被害者など多くの問題があり、日韓に共通している人権教育の課題も多い。こうした日韓の人権教育を取り巻く状況のなかで社会科教育はどのようにその課題に応じていけばよいのであろうか。そのための視点が「市民性」の育成⁶⁾という視点である。

日本や韓国で学校の公的カリキュラムに位置づけられている社会科は「市民性」を育成する教科である。したがって、日韓の「社会科」で取り扱う教材の共通点に目を向けて教材開発を進めていくことで、お互いの国が抱える共通の問題が見えてくるのではないだろうか。しかしながら、こうした国境を越えた社会科教育研究の歩みはまだ端緒についたばかりである。⁷⁾けれども、日本や韓国で行われている社会科教育のカリキュラムや教科書、授業を比較的に検討することで、お互いの国が抱える社会科教育の共通点と相違点が見いださせるのではないだろうか。

これまで日韓の社会科教育研究はそれぞれの国の文脈によって語られてきた。⁸⁾戦後、日本では、「社会科」、韓国では、「社会生活科」として日韓の社会科教育はスタートしたが⁹⁾、「市民性」をめぐる教育の在り方は政治的な影響を受けながら、大きく変貌を遂げてきた。それでも今日に至るまで「社会科」という教科の枠組みのなかで初等教育は続いている。民主的な社会を実現するという社会科の理念はこうした歴史的な文脈のなかで受け継がれてきたのである。¹⁰⁾しかし、日韓の社会科教育研究の現状¹¹⁾をみると、両国が独自の研究方法の文脈によって、お互いの相違点に目を向けて論じる傾向が強いのではないだろうか。だが、国境を越えた教育的課題を考えていくためには、共通点こそ目を向けるべきであろう。では、現代の日韓の社会科教育が抱える共通の問題点とは何だろうか。

上記の課題を考えるための方法として、日本と韓国の社会科教育研究を「市民性」の育成という視点から捉え直し、現代を起点に「市民性」を育成する社会科教育の内実を、カリキュラムや教科書の「人権」記述をもとに、日韓に共通する人権教育の課題から学びあい、相互の「市民性」を高める社会科教育に寄与する方途を具体的

に検討する。

そこで、本稿では、日本と韓国の人権教育を取り巻く状況を鑑みながら、初等社会科のカリキュラムや教科書の記述をもとに、「市民性」を育成する人権教育の在り方について考察する。それによって、これからの日韓の初等社会科における「人権教育」の方向性を明らかにしていきたい。

2. 日本の人権教育を取り巻く状況と社会科のカリキュラム

日本では、2008年に新しい学習指導要領が告示され、社会科もそれに沿ったカリキュラムで進められている。¹²⁾

小学校の社会科改訂の目標の要点は、「児童が社会生活や我が国の国土に対する理解と自然災害防止の重要性についての関心を深めることができるようにすること」

「基礎的・基本的な知識・技能を活用し、学習問題を追究・解決することができるようにするために、各学年の段階に応じて、観察、調査したり、地図や地球儀、統計、年表などの各種の基礎的資料を効果的に活用したり、社会的事象の意味や働きなどについて考え、表現したりする力を育てること」の二点である。

その目標に合わせて改善された学習内容で人権教育と関わる部分をみてみると、第3学年及び第4学年の地域に関する学習では、「社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うものとする」という文言が加えられている。また、第5学年では、「情報ネットワークを有効に活用して公共サービスの向上に努めている教育、福祉、医療、防災などの中から選択して取り上げること」という文言が加わり、第6学年では、「国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加」という文言が追加されている。新しい学習指導要領に追加された文言から人権教育に関する学習内容を検討すると、法やきまりに関する法教育の視点が人権教育と密接に関連づけられていることがわかる。

第3学年及び第4学年の「社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うものとする」という文言に関連して、内容の取扱いでは、地域の健康な生活や生活環境の維持と向上を図るために、地域の人々が資源の再利用

や生活排水の適正な処理などに関する法やきまりを守って生活をしていること、法や自分たちが決めたままりを守ることが大切であることを子どもたちが気づくようにしている。また、「事故の防止」では、地域の人々が関係機関と協力して法やきまりを守ること呼びかけたり、子どもたちに教えたりして、地域の事故防止や防犯に努めていることなどを取り上げることで、法やきまりを守ることが地域の安全な生活を営む上で大切であることに気づくようにしている。

第5学年では、「公害から国民の健康や生活環境を守ることの大切さ」で、産業の発展、生活様式の変化や都市化の進展などにより増加した廃棄物の不適切な処理の結果として人々に有害な影響を及ぼす公害が発生し、国民の健康や生活環境が脅かされてきたこと、関係の諸機関をはじめ多くの人々の努力により公害の防止や生活環境の改善が図られていることを取り上げている。また、「情報ネットワークを有効に活用して公共サービスの向上に努めている教育、福祉、医療、防災などの中から選択して取り上げること」という文言に関連して、情報ネットワークの利便性に目を向け、情報化の進展によって、人々の生活の向上が図られていることを具体的に調べること、情報を有効に活用しながら生活する必要があること、情報の送り手として、発信する情報に責任を持つことが大切であることなどが指摘されている。

第6学年では、「日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること」で、日本国憲法に示された基本的人権の尊重、国民主権、平和主義の基本的な原則を取り上げて調べること、国民の基本的人権は侵すことができない永久の権利として保障されていること、主権は国民にあること、平和を希求し、その実現や維持のために尽くすことが国民の義務であること、我が国が国際紛争を解決する手段としての戦争を永久に放棄していることを理解させることが示されている。また、「国民としての権利及び義務」では、生命、自由及び幸福の追求に対する国民の権利は侵すことのできない永久の権利として国民に保障されたものであること、参政権は国民主権の表れであり、民主政治にとって極めて重要であることなどを理解することができるようにすることが示されている。さらに、「国会と内閣と裁判所の三権相互の関連」

では、三権がそれぞれ大切な働きをしていること、三権が相互に関連し合っていることなどを理解することが求められている。

特に、新たに付け加えられた「国民の司法参加」では、国民が裁判に参加する裁判員制度を取り上げ、法律に基づいて行われる裁判と国民とのかかわりについて関心を持つことが重視されている。「我が国の国際交流や国際協力の様子及び平和な国際社会の実現に努力している国際連合の働き」では、世界の人々と互いに親善や理解を深めていることを調べることや世界の平和や発展のために貢献していることが取り上げられている。

このように、小学校の学習指導要領のなかでは、社会科の目標や内容に人権教育と関わる部分が数多く盛り込まれている。また、学習方法においても、社会的な思考力や判断力が重視され、第3学年及び第4学年では、地域社会の社会的事象の特色や相互の関連などについて考える力、第5学年では、社会的事象の意味について考える力、第6学年では、社会的事象の意味をより広い視野から考える力を育てるようになっていることが求められている。

3. 日本の初等社会科教科書の「人権」記述

日本の初等社会科教科書⁽¹³⁾には、「人権」がどのように記述されているのだろうか。本稿では、【資料】の視点をもとに、教科書で考慮しなければならない人権的観点の検討を行った。第3学年及び第4学年の社会科教科書には、「事故や事件からくらしを守る」の単元のなかで「自転車のきまり」に次のように記述されている。

【生活安全課の松島さんの話】

駅前には、たくさんの方が利用します。自転車が放置していると、体の不自由な人やお年寄りには、とても歩きづらく、あぶないのです。また、自転車を乗るときも、道路交通法などの法やきまりを守って、歩く人の安全を考えて運転することが大切です。私たちは、まちの人たちの声を聞き、ほかの課とも協力して、安全なまちづくりを進めています。

【出典】東京書籍『新しい社会3・4年下』、25頁より引用。

【資料 教科書で考慮しなければならない人権的観点】

領域		人権的観点
内容構成	内容選択	<ul style="list-style-type: none"> ・人間の尊厳と価値が盛り込まれているか。 ・自由、平等、人間の尊厳性などの内容が表されているか。 ・人権についての条約や制度の重要性が取り扱われているか。 ・私たちの社会の人権状況を理解できる資料が入っているか。 ・人権内容を扱うときに、人権侵害の状況を提示しているか。 ・人権内容を扱うときに、子どもたちのレベルで経験する人権状況を提示しているか。 ・人権と関連した問題についての社会参加を強調しているか。 ・人権の多様な目録を十分に考慮しているか。 ・事件や現象についていろいろな観点からみているか。
	内容提示	<ul style="list-style-type: none"> ・人権内容を取り扱うとき、子どもたちが多様な活動を通じて学習できる余地を与えているか。 ・人権に関する問題解決を議論できる方法を提示しているか。 ・人権に関して子どもたちの間で討論して、意見を交せるように提示しているか。 ・慣例化した反人権的な用語を使っていないか。 ・少数集団を蔑んでいる用語や表現が使われていないか。
叙述と挿画の提示方法	包括的考慮	<ul style="list-style-type: none"> ・社会現象について人権を考慮して、批判的に思考できるようになっているか。 ・私たちの社会で起きている人権問題の状況を具体的に扱っているか。 ・人権侵害に当たる社会的状況を叙述しているか。 ・人権問題の改善のために実践できるようになっているか。 ・社会的弱者の観点を理解して、アプローチしているか。 ・社会の主流の観点だけを取り上げて、多様性を損なっていないか。 ・グローバルな人権問題を扱っているか。
	部分的考慮	<ul style="list-style-type: none"> ・少数集団や社会的弱者を扱う内容で偏見や固定観念がないか。 ・少数集団や社会的弱者の多様性を認める内容を含んでいるか。 ・少数集団や社会的弱者を主人公にしたり、役割のモデルとして表したりするときに、著しく低い割合で登場していないか。 ・宗教を扱う内容で偏見や固定観念がなく、多様性を認めているか。

【出典】 国家人権委員会『人権親和的教科書導入のための説明会』2007年9月、2-3頁より筆者作成。

「自転車のきまり」では、交通に関する法やきまりが安心して毎日を送るために大切なものの一つであることが記述され、人々がより安全な生活のために、法やきまりをみんなで考え、大切にしていこうという努力が不可欠であることが強調されている。

「ごみしゅりと利用」の単元では、「ごみ置き場の様子」として以下のように記述されている。

【しゅう集作業員の横田さんの話】

ごみを分けて出すことで、週2日集めるもやすごみの量がへりました。ごみ出しのきまりを守っている市民のみなさんのおかげです。残念ながら、まだ守っていない人もたまにいるため、シールをはって注意をしています。ごみを分けて出すことによって、また利用できるしげんも集めやすくなりました。

【出典】 東京書籍『新しい社会3・4年下』2008年、57頁より引用。

「ごみ置き場の様子」では、ごみを種類ごとに分けて出すことで、ごみをすべて燃やすのではなく、資源として利用できるものを取り出し、たくさんあるごみをへらすための試みがなされていることが記述されている。

このように、第3学年及び第4学年では、「社会生活を営む上で大切な法やきまり」に関する部分で「人権」記述をみることができる。

第5学年の「寒い土地の人々の暮らし」の単元では、「守ってきた文化を受けつぐ」に以下のように記述されている。

【守ってきた文化を受けつぐ】

北海道で昔から生活していたのは、アイヌの人々です。アイヌの人々はどのような暮らしをしてきたのでしょうか。アイヌの人々は、身近にある木や草などで

つくったチセに住み、魚や動物、山菜をとったり、あわなどのぎっくを育てたりしながら、豊かな自然の中でくらしていました。自然のめぐみに感謝しながら、すべてのものや生きものに、カムイ（神）を感じてくらしていたのです。また、本州やロシアなどと交流して、絹や木綿、しっきなどを手に入れていました。アイヌの人たちは、自分たちが今まで受けついできた文化のよさを多くの人たちに理解してもらうようにするとともに、次の世代に引きついでいこうとする努力を続けています。関東地方に住むアイヌの人たちが中心となって、自分たちの伝統と現代の新しい音楽とを組み合わせた作品を発表しているグループもあります。

【出典】東京書籍『新しい社会5年下』2008年、43頁より引用。

「守ってきた文化を受けつぐ」では、「AINU REBELSの酒井さんの話」（上、43頁）として、「先祖から受けつがれてきた伝統を大切にしながら、自分たちでつくった音楽と伝統的な音楽とを合わせて、新しいアイヌ文化を表現しています。アイヌに生まれたことのほこりをむねに、アイヌ文化の波を社会に起こしていきたいと思って活動しています」との記述もあり、日本の文化の多様性を考えさせるものとなっている。

「情報を生かすわたしたち」の単元では、「受け取る情報、発信する情報」に以下のように記述されている。

【受け取る情報、発信する情報】

しゅうじさんたちは、情報化についてのグラフを見ながら、どんなことが言えるかを話し合ってみました。「パソコンや携帯電話は、この10年くらいで広まりました。」「パソコンや携帯電話のふきゅうとインターネットが原因の犯罪が増えていることには関係がありそうです。」「インターネットを使ったいじめが増えて問題になっています。」社会の情報化が進むにつれて、便利なことが増えていきましたが、インターネットを使った犯罪やいじめが増えるなどの問題もあり、いいことばかりとはいえません。しゅうじさんたちは、インターネットを使って情報を発信するときに、気をつけなくてはいけないことを話し合いました。「インターネットの特ちょうとして、相手が見えなくても交流できるということがあげられます。」「一度インターネットを通して流れてしまった情報は、止めることができません。個人情報には特に注意が必要です。情報を発信するときは、その流した情報によってきず

つく人がいないようによく考えなくてははいけません。」「メディアリテラシーということがいわれています。わたしたちも身につける必要があると思います。」「しゅうじさんたちは、受け取る側のことを考えて、自分たちから情報を発信する場合に注意することをまとめてみました。

【出典】東京書籍『新しい社会5年下』2008年、76頁より引用。

「受け取る情報、発信する情報」では、メディアが伝えるたくさんの情報の中から必要な情報を自分で選び出し、活用する能力や技能としてメディアリテラシーの必要性が説かれている。

また、「公害をこえて」の単元では、「水俣に起きた公害」で以下のように記述されている。

【水俣に起きた公害】

わが国の経済が大きく成長しはじめたころ、各地に公害がおき、多くの人が病気に苦しみました。熊本県水俣市周辺で起きた水俣病とはどのような病気だったのでしょうか。「水俣市では、一つの工場が流した有機水銀が魚に取りこまれ、それを食べた人や、ねこが病気になったそうです。」「手や足がしびれたり、目や耳が不自由になったりした子どももいたそうです。」1956（昭和31）年にその病気が大きな社会問題になり、1995（平成7）年と2010（平成22）年の2回、患者たちと政府が解決に合意しました。しかし、現在もまだ問題が残っています。水俣市では、このような悲しいできごとが二度とおこらないようにうたっている人々がいます。「イタイイタイ病、四日市ぜんそく、新潟水俣病を合わせて四大公害病といいます。水俣病以外はどんな公害だったのでしょうか。」わたしたちは、過去に起こったできごとを次の世代に伝えて、環境や人々のくらしを守る努力をすることが大切です。

【出典】東京書籍『新しい社会5年下』2008年、110-111頁より引用。

「水俣に起きた公害」では、工業が発展する一方でどのような公害が起きたのかを考えさせ、環境と共に生きるために、水俣市の人々が行っている取り組みが記述されている。

このように、第5学年では、多くの人々の努力により公害の防止や生活環境の改善が図られている部分に「人権」記述がみられる。

第6学年の「戦国の世から江戸の世へ」の単元では、「くらしと身分」のなかで以下のように記述されている。

【くらしと身分】

江戸時代の社会は、支配者である武士をはじめ、百姓や町人など、さまざまな身分の人々によって構成されていました。武士や町人は、豊臣秀吉の時代から、政治や経済の中心である城下町に集められました。江戸をはじめ、全国につくられた城下町では、大名やその家来たちが住む武家地、寺や神社の地域、町人地など、身分によって住む場所が決められました。町人地では、町人たちが町という小さな社会にまとまり、商業や手工業、流通、文化など、さまざまな仕事を営みました。都市には、城下町のほか、門前町や港町、宿場町、鉾山町などがありました。江戸時代の人口の80%以上は、百姓でしめられていました。百姓は、農村や山村、漁村に住み、農業や山仕事、漁業などを営んで、米をはじめとする農産物をつくり、山や海からの自然のめぐみを得てくらししていました。百姓は、名主（庄屋）とよばれる有力者を中心に、自分たちで村を運営しました。幕府や藩は、こうした村のまとまりを利用し、五人組というしくみをつくらせて、収穫の半分にもなる重い年貢（税）を納めさせたり、いろいろな役（力仕事）をさせたりしました。このほか、皇族や公家（貴族）、僧や神官などの宗教者、能や歌舞伎をはじめとする芸能者、絵師、学者、医者など多くの身分が見られました。また、百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた身分の人々もいました。

【出典】東京書籍『新しい社会 6年上』2008年、76-77頁より引用。

「くらしと身分」では、厳しく差別されてきた人々が取り上げられている。また、教科書の本文以外の記述でも、百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた身分の人々が仕事や住む場所、身なりを百姓や町人とは区別され、村や町の祭りへの参加を拒まれるなど、厳しい差別のもとにおかれ、幕府や藩も差別を強められたこと、これらの人々は、こうした差別のなかでも、農業や手工業を営み、芸能で人々を楽しませ、また治安などをこなして、社会をささえていたことなどが記述されている。世界に歩み出した日本」の單元では、「生活や社会の変化」で普通選挙を求める動きが広がったことについて以下のように記述されている。

【生活や社会の変化】

人々の民主主義への意識は高まり、普通選挙を求める運動が広く展開された結果、25才以上のすべての男子が、衆議院議員の選挙権をもつようになりました。女性の地位向上を目指す運動も進められました。それまで男性より低く見られ、差別されてきた女性たちは、平塚らいてうや市川房枝などを中心に、選挙権などの権利の獲得、女性や母親の権利を守ることをうっ

たえました。また、明治に入って身分制度が改められてからも、就職や結婚などで差別され、苦しめられてきた人々は、全国水平社をつくり、差別をなくす運動に立ち上がりました。

【出典】東京書籍『新しい社会 6年上』2008年、122-123頁より引用。

「生活や社会の変化」では、民主主義の始まりとして、教育が広まり、生活が豊かになってくると、人々の民主主義への意識が高まり、社会的な権利を主張する動きがさかんになったことが記述されている。また、「長く続いた戦争と人々のくらし」の單元では、「戦争と朝鮮の人々」のなかで、朝鮮人や中国人の人々に対する強制的な労働に関して以下のように記述されている。

【戦争と朝鮮の人々】

戦争が長引き、日本に働き手が少なくなってくると、多数の朝鮮人や中国人が強制的に連れてこられて、工場や鉾山などでひどい条件下で、厳しい労働をさせられました。また、朝鮮人は、姓名を日本式の氏名に変えさせられたり、神社に参拝させられたりしました。さらに、男性は日本軍の兵士として徴兵され、若い女性も工場で働かされ、戦争に協力させられました。

【出典】東京書籍『新しい社会 6年上』2008年、131頁より引用。

「新しい日本、平和な日本へ」の單元では、「民主主義による国を目指して」のなかで、民主主義の国をつくるために、日本国憲法の制定や女性の選挙権など戦後改革が進められたことが、以下のように記述されている。

【民主主義による国を目指して】

敗戦によって日本は、アメリカなどの連合国軍に占領されました。日本の政府は連合国軍の指導により、民主主義国家として再出発するために、女性に選挙権を保障する選挙制度をはじめ、戦後改革とよばれる多くの改革を行いました。「日本国憲法もこのときにつくられました。ほかにどのような改革があったのか、図書館で調べてみようと思います。」「わたしは、改革が行われたころのことを知っている人に聞いてみたいと思います。そのときの気持ちも知りたいです。」

【出典】東京書籍『新しい社会 6年上』2008年、142頁より引用。

また、戦後、民主主義を教えるために作られた社会科教科書である『あたらしい憲法のはなし』を引用して、平和主義について以下のように記述されている。

【憲法についての教科書

「あたらしい憲法のはなし」の平和主義に関する内容】

こんどの憲法では、日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。(中略)これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりもさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。

【出典】東京書籍『新しい社会6年上』2008年、143頁より引用。

さらに、「これからの日本を考えよう」では、平和で豊かな国をつくっていくためにはどのような問題があるのかを考える方法として以下のように記述されている。

【これからの日本を考えよう】

「今、日本は世界のなかでも平和で豊かな国の一つに数えられているね。」「『よりよく、より豊かに生きたい。』とそれぞれの時代の人々が努力してきた結果だね。」「でも、まだ課題も出てきているよ。」「どんな問題があるか話し合い、日本がどのような国になったらよいか考えようよ。」

- ・お年寄りや障がいのある人たちの人権は保障されているだろうか。
- ・子どもの権利はどうだろうか。
- ・女性の人権や社会参加の権利はどうだろうか。
- ・歴史で学習してきた差別をなくす問題は解決されたのだろうか。
- ・アイヌ民族、在日韓国・朝鮮人、外国人への偏見や差別はどうだろうか。
- ・ハンセン病などの病気にかかった人たちへの偏見や差別はどうだろうか。
- ・また、公害や食糧自給率の低下、経済不況、戦争と平和などの問題はどうか。

【出典】東京書籍『新しい社会6年上』2008年、148頁より引用。

このように、第6学年の歴史的な内容を取り扱う単元では、これからの日本を考えていくために、「人権」記述が重視されている。特に、日本の歴史のなかで生み出されてきた差別意識を克服し、民主主義の広がりによって定着してきた「人権」を尊重する考え方が大切であることが教科書のなかで強調されている。

「わたしたちのくらしと日本国憲法」の単元では、「市の政策と日本国憲法」のなかで、日本国憲法には基本的人権の尊重、国民主権、平和主義の三つの原則があることを以下のように記述している。

【市の政策と日本国憲法】

ようこさんたちは、堺市がどのような考え方でまちづくりを進めているのか、市役所で聞いてみました。日本国憲法には、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義の三つの原則があります。基本的人権とは、だれもが生まれながらにしてもっている、人間らしく生きるための権利のことです。「人権ふれあいセンターで行われているふれあいフェアは、人権の大切さをみんなに伝える行事でもあるんだね。」「憲法の三つの原則について、市の政治をもとに、具体的に調べてみよう。」

【出典】東京書籍『新しい社会6年下』2008年、28-29頁より引用。

また、堺市が進めているユニバーサルデザインによるまちづくりと人権の考え方については、以下のように記述されている。

【市役所の岡林さんの話】

堺市では、すべての人が自由に移動し、活動し、参加できる「自由都市・堺」の実現を目指しています。そのために「おもてなし」の心をまちづくりにいかし、市民が安心してくらすような条例や制度もつくっています。そして、これからもあらゆる人の目線に立ったユニバーサルデザインによるまちづくりを進めていきたいです。堺市が進めているこのような政策や仕事は、すべて日本国憲法の考えにもとづいています。

【出典】東京書籍『新しい社会6年下』2008年、28頁より引用。

「市の政治と基本的人権の尊重」では、人権ふれあいセンターでの見学をもとに識字・多文化共生学級について以下のように記述されている。

【市の政治と基本的人権の尊重】

ようこさんたちは、人権ふれあいセンターへ見学に行き、大人の人たちが読み書きを習っている識字・多文化共生学級について教えてもらいました。「字が読めないと外で食事をするにも困るし、買い物に行っても値段がわからないからとても不安だったそうです。」「字の読み書きを学ぶことで、安心して生活できるようになるんだね。学級には、日本語を学ぶ外国の人もたくさんいました。」「堺市では、夜間中学校での学習も行っているんだね。教育を受ける権利は、憲法で国民の基本的人権の一つであるとされています。」日本国憲法は、上の図のように、さまざまな国民としての権利を、基本的人権として保障しています。また、憲法には国民が果たさなければならない義務についても定められています。わたしたちは、憲法の定める権利を正しく行使するとともに、おたがいの権利を尊重する態度を身につけるよう努力しなければなりません。そして、国民としての義務を果たしていく必要があります。これらは、わたしたちが社会生活を営んでいくうえで、欠かせないことがらです。

【出典】東京書籍『新しい社会6年下』2008年、30-31頁より引用。

また、「市の政治と基本的人権の尊重」では、「基本的人権」が、人が人間として当然もっている権利で、生まれてから死ぬまですべての国民に保障され、わたしたち一人ひとりが個人として尊重されることは、憲法にも記されていることが示されている。

「市の政治と国民権」では、「主権」とは、国の政治のあり方を最終的に決定することで、国民権とは国民がその役目をこなすことを示しているため、わたしたちは定められた権利をきちんと使うことが求められることが記述されている。

さらに、「市の政治と平和主義」では、堺市の「平和と人権資料館」の様子や日本国憲法に示された平和について以下のように記述されている。

【市の政治と平和主義】

堺市の「平和と人権資料館」は、戦争の悲惨さ、平和の尊さ、おたがいの人権を尊重することの大切さをうたえるとともに、そのことを次の世代に伝えるために建てられました。歴史の学習で学んだように、戦争は人の命をうばい、生活を破壊するだけでなく、心に大きな傷跡を残します。日本国憲法の前文には、平和へのちかひが書かれています。それは二度と戦争をしないという国民の決意を示したものです。憲法の条文では、外国との争いごとを武力で解決しない、そのための戦力をもたないとしています。また、日本の国会と政府は、「核兵器をもたない、つくらない、もちこませない」こと（非核三原則）を定め、平和主義の精神を実現する努力をしています。毎年、8月を中心に、戦争でなくなった人々を慰霊し、平和をいのる式典が日本の各地で行われています。かつて広島と長崎に原爆を落とされた日本は、世界でただ一つの被爆国として、国際社会において平和の大切さや核兵器をなくすことをうたえ続けています。

【出典】東京書籍『新しい社会6年下』2008年、34-35頁より引用。

「これからの世界、これからの日本」では、世界の国がそれぞれの文化や伝統を大切にしながら生活していることについて以下のように記述している。

【これからの世界、これからの日本】

世界には、多くの国や地域があり、さまざまな人々がそれぞれの文化や伝統を大切にしながら生活しています。自国の文化や伝統を大切にしながら一方で、おたがいの文化や伝統を理解し合い、差別や偏見なく交流することが、世界の人々と手をつなぐ第一歩です。「相手を理解するためにも、みんなが相手の言葉に耳をかたむけることができる世界にしたいと思います。」「自分の考えを相手にわかりやすく話す努力もだいじで

す。」「みんなが住んでいるかけがえのない地球を守っていくためにも、世界の人々が助け合っていくことが大切なんだね。」

【出典】東京書籍『新しい社会6年下』2008年、74頁より引用。

4. 日本の初等社会科教科書の「人権」記述の特色

日本の初等社会科教科書の「人権」記述を各学年で比較してみると、第3学年から第6学年へと学年が進行するにつれて具体的な「人権」記述が増加している。第6学年は、歴史的な内容を取り扱う単元、政治的な内容を取り扱う単元、国際理解的な内容を取り扱う単元の3つの単元から大きく構成されているが、歴史的な内容と政治的な内容の単元に「人権」記述に配慮した内容が多く盛り込まれている。

歴史的な内容を取り扱う単元では、身分制度によって「人権」が制限されていた時代を学ぶことで、身分制社会のあり方を子どもたちに考えさせるものとなっている。こうした傾向は、日本で進められてきた同和問題に対する取り組みと人権教育の歩みとが重なっているためである。1965年に「同和対策審議会答申」が出された後、1969年には、「同和対策事業特別措置法」が制定された。その後も、同和問題に対するこうした施策が今日まで継続している。⁽¹⁴⁾

こうした身分制度による人権侵害の歴史的展開という視点が初等社会科教科書のなかに「人権」記述として記載されている。第6学年の「戦国の世から江戸の時代へ」の単元では、「くらしと身分」という視点で「人権」記述がみられる。この単元のねらいでは、百姓や町人とは別の身分とされたことによって、居住地や交際で制限を受けることもあったことを知る事が盛り込まれている。また、「明治の新しい世の中」では、百姓と町人とは別に厳しく差別されてきた人々が「解放令」によって法的には平民と同等になったが、その後は生活の困窮が起こるなど問題があったことが触れられている。

このような身分制度による差別を人権侵害と捉えて子どもたちに考えさせる視点は、日本の初等社会科書にみられる特徴である。

一方、「板垣退助と自由民権運動」「伊藤博文と国会開

設、大日本帝国憲法」のように、国民の権利や義務が歴史的にどのように獲得されてきたのかを子どもたちに考えさせる記述もみられる。近代的な国家形成の過程で生み出された生活や社会の変化を「自由民権」という思想や「国会開設」の動きなどの記述から「人権」のあり方を捉えさせようとしている。特に、「世界に歩み出した日本」の単元では、「生活や社会の変化」のなかで、普通選挙を求める運動が広がったことは、「人権」を考えさせるために重要な記述となっている。ここでは、民主主義への意識の高まりや社会的な権利を主張する動きなど「人権」の視点を子どもたちに考えさせるものとなっている。代表的な人物としては、足尾銅山事件で献身的に努力した「田中正造」が取り上げられている。また、「長く続いた戦争の人々の暮らし」の単元では、「戦争と朝鮮の人々」のなかで、戦時中の朝鮮人や中国人への強制労働や創氏改名など人権侵害の視点が取り上げられている。戦後の民主的な改革の過程では、「新しい日本、平和な日本」の単元で、『あたらしい憲法のはなし』が「人権」を考える資料として紹介されている。このような歴史的な内容を取り扱う単元のまとめとして、「これからの日本を考えよう」のなかで、「高齢者」「障害者」「子ども」「女性」「アイヌ民族」「在日韓国・朝鮮人」「外国人」「ハンセン病などの病気にかかった人たち」など、これからの日本を考えていくための視点として、これらの「人権」記述が重視されている。

政治的な内容を取り扱う単元では、「国会の働き」「裁判所の働き」の単元で、国民が政治に参加するために重要な権利であること、国民の権利を守るために法律に基づいて問題を解決することが「人権」記述としてみられる。特に、近年始まった「裁判員制度」は、国民の感覚や視点を裁判に生かすものとして記述されている。また、「わたしたちの暮らしと日本国憲法」の単元では、「基本的人権の尊重」「国民権」「平和主義」の三つの原則が日本国憲法の理念となっていることを「人権」記述として重視している。こうした理念をもとに進められているまちづくりの事例として、「ノーマライゼーション」「ユニバーサルデザイン」という概念が「人権」記述の具体的事例として紹介されている。さらに、「市の政治と基本的人権の尊重」では、人が人間として当然もっている権利としての「基本的人権」が憲法に示されている

ことが具体的に「人権」記述として記載されている。こうした視点は、日本国憲法の「平和主義」の理念とも結びつけられている。例えば、「市の政治と平和主義」では、「日本国憲法の前文」や「平和と人権資料館」などが「人権」記述として描かれている。

このように、日本の初等社会科教科書の「人権」記述は、「事件や事故からくらしを守る」「守ってきた文化を受けつぐ」のように第3学年及び第4学年での地域学習、「情報を生かす私たち」「環境を守る私たち」のような第5学年での産業学習、国土学習などをもとにして、第6学年での歴史学習、政治学習、国際理解学習で総合的に「人権」を学んでいくものとなっている。

5. 成果と課題

本稿では、現代日本の初等社会科教科書での「人権」記述の比較を通じて、「市民性」を育成する人権教育の視点を考察した。本稿で明らかになったのは、以下の3点である。

第一に、市民性を育成する日韓の共通的な課題を「人権」記述をもとに授業開発できる可能性である。日本と韓国の初等社会科教科書の構成の大きな違いは、歴史学習が位置づけられている学年である。日本では第6学年で歴史学習を学んだ後に、政治学習や国際理解学習へと進む形になっているが、韓国では第5学年で歴史学習を一年間学んでいる。しかし、市民性を視点にして、「人権」記述を学習する内容配列⁽¹⁵⁾をみると、第6学年が最も比率の高い記述となっていた。直接的に「人権」の内容を取り扱う単元が第6学年には多く配当されている。このような教科書分析の視点から日韓で市民性を扱う学習内容を共同的に開発していく場合、第6学年に位置づけられている「人権」記述をもとに考えることができる可能性を示唆できる。特に、日韓で共通して課題となっている「高齢者」「障害者」「女性」「子ども」「外国人」「傷病者」などへの人権侵害の課題はそれぞれの国内の問題にとどまるものではなく、国際的な視点で学習しなければならないであろう。⁽¹⁶⁾

第二に、市民性を育成するための学習内容として現在の社会科でのスコープとシークエンスを再検討することである。日本と韓国では、第3学年及び第4学年で地域

学習を展開しているが、相違点も存在している。韓国の第4学年に配当されているマイノリティに対する「人権」記述である。これは、日本と比べて韓国が急速に多文化化が進行していることと関係があると考えられる。日本では、第6学年の最後に国際理解学習が位置づけられ、障害者への「人権」記述はみられるが、外国人や性的少数者など国内のほかのマイノリティに対する「人権」記述への配慮が十分なものではない。⁽¹⁷⁾一方、韓国では第4学年ですでに多文化への理解を促す「人権」記述が多くみられる。お互いの国の文化的背景を踏まえつつ、子どもたちの発達段階を捉えた市民性育成のためのカリキュラムの開発が必要とされるのではないだろうか。同心円的な拡大に基づく、社会科の学習内容の理解にだけにとどまらず、これからの社会科教育研究において教師と子どもが市民性を育成できる柔軟なスコープとシークエンスを考えていく必要がある。

第三に、情報化や科学技術の進展によって生起する新たな「人権」記述に対応するために、どのような市民性が求められるのかを歴史的に考察していくことである。

「人権」記述の視点から日本と韓国の歴史的展開を振り返ってみると、初等社会科教科書での歴史的な学習の叙述内容には大きな違いがみられる。日本では、近世・近代の身分制度から人権問題を繙いているのに対して、韓国では、近代の民主主義のプロセスよりも平和的な政権交代による民主化の過程が「人権」記述として重視され、こうした背景には、近代の植民地支配の問題が影響している。日本の初等社会科教科書にも戦時中の朝鮮人・中国人への強制労働に対する問題が「人権」記述として記載されているが、韓国の初等社会科教科書と比較するとわずかな分量である。こうした歴史認識の問題の相克をどのように解決していくのかを教科書記述の叙述様式から検討する必要がある。⁽¹⁸⁾いまなお、続く日本と韓国の歴史の溝を埋めていくための努力を続けることが求められているが、市民性を育成する視点から「人権」記述に配慮することで教科書記述の叙述様式を変えていくことができるのではないだろうか。「人権」を尊重する社会形成のために日韓を展望する視点が求められる。

このように、本稿では、現代日本の初等社会科教科書での「人権」記述の分析を通じて、「市民性」を育成する日韓の人権教育の視点についていくつかの示唆を得る

ことができた。

今後の課題としては、本稿での考察をもとに、戦後の日本と韓国の初等社会科における「人権教育」に関する教育課程、教科書記述、授業実践を比較し、市民性教育の歴史研究の方法論や枠組みを明らかにしていくことが必要であろう。

【註】

(1) 法務省によれば、「基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、「知っている」(77.8%→82.8%)と答えた者の割合は、前回調査を上回る高い水準を維持しているが、「知らない」と答えた者の割合が17.2%を占めており、その結果から見ても、基本的人権についての周知度がいまだ十分とはいえない状況にある」と指摘している。法務省『平成25年度版 人権教育・啓発白書』、2013年。

(2) 人権教育は、「人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育」と規定され、人権教育を通して培われるべき資質・能力は、①知的側面、②価値的・態度的側面、③技能的側面の3つから捉えることができる。文部科学省『人権教育の指導方法等の在り方について(第三次取りまとめ) 一指導等の在り方編一』2008年。

(3) 金東勲(訳)『資料紹介/韓国の「国家人権委員会法」を概観する』部落解放・人権研究所、部落解放研究(143)、2001年、60-78頁。

(4) 本説明会は、2007年9月19日に国会人権委員会で開催された。本説明会では、人権親和的な教科書の意味を「人権に反するもの」や「人権に関係のないもの」ではなく、「人権を指向する」ものと定めている。国家人権委員会『人権親和的教科書の導入の為の説明会』、2007年、1頁。

(5) 学校教育における人権教育の現状に関しては、「教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題」があるとし、人権教育に関する取組の一層の改善・充実を求めている。文部科学省『人権教育の指導方法等の在り

方について（第三次取りまとめ）―指導等の在り方編一』、2008年。

(6) 若槻は、「一人ひとりの人権が尊重される社会を担う（創る）人間の育成」として捉え、人権教育に基盤を置いた市民性を提起している。（若槻：2014、44-45頁）

(7) こうした問題点を踏まえて、東アジア的な観点を含めた多重的市民の育成を目指した比較社会科教育研究が試みられている。永田忠道（研究代表者）『日本と韓国における市民性に関する比較教育史研究』科学研究費補助金基盤研究（B）研究成果報告書、2013年。

(8) 韓国の市民教育研究では、「市民教育の歴史」を、①民族主義的市民教育（解放以降1960年までの期間）、②国民動員の民主市民教育（1960年代から1980年代半ば）、③自由主義的市民教育（1980年代6月抗争以降）、④現在の状況の4つの時期に区分している。（심성보：2011）これらの観点は市民教育の歴史を政治権力と教育的課題との関係から捉えている点に特徴がある。政治的状況を考慮すると、日本の時期区分とは異なる点が多い。

(9) 日本の初期社会科と韓国の社会科の編成原理を対比して、「日本の初期社会科はアメリカの近代学校の教育原理を導入して、民主主義的な市民性教育を実現しようとした点で、社会生活科の導入とともに民主主義的な教育を指向しようとしたにもかかわらず、社会生活科の目標・内容・方法の原理的な一貫性を欠如しているという限界点をもっていた韓国とは違いがある」と朴は指摘している。朴南洙「日本の初期社会科における市民性教育の原理」『社会科教育研究』第21巻1号、2014年、78頁。

(10) わが国の社会科教育史の代表的な研究には以下のものがある。片上宗二『日本社会科成立史』風間書房、1993年、木村博一『日本社会科の成立理念とカリキュラム』風間書房、2006年。

(11) 現在、韓国の初等社会科で「人権教育」に関する内容は、主に6年生2学期に配当されている。例えば、中単元「人権と人権の保護」では、「人権の意味と人権の発達」「人権保護のための努力」「人権保護のために努力するわが国」「私たちができる人権保護」の4つの小単元があげられている。（서재원：2012）韓国の人権教

育の理論としては、国家人権委員会の提示した「人権の教育」「人権による教育」「人権を通じた教育」の3つがあげられている。そのなかで、「人権を通じた教育」によって、人権の概念と内容に基づいて人権問題を判断できる「人権判断力」を伸長させることが求められている。（박상준：2013）

(12) 文部科学省『小学校学習指導要領解説 社会科編』、2008年。

(13) 日本では、教科書が検定制となっているため、複数の教科書会社から教科書が発行されているが、採択率やシェアの高さを鑑みて、本稿では、代表的な初等社会科教科書として、『新しい社会』（東京書籍、2011年）を取り上げて考察した。

(14) 例えば、日本の初等社会科教科書に準拠して、教育実践の手がかりとなるように、近年の同和教育を巡る状況、人権教育として提起されている課題、同和問題をはじめとする人権教育に関わる研究の成果や関係資料などをまとめられている。『小学校・中学校 社会 人権・同和教育基本資料』東京書籍、2010年。

(15) バンクスは、「多文化的な国民国家における市民性教育のコースやプログラムを人権教育で補強する必要がある」と指摘し、民主主義、多様性、グローバリゼーション、持続可能な開発、帝国・帝国主義・権力、偏見・差別・人種主義、移住、アイデンティティ・多様性、多元的な視点、帝国主義と世界主義などの概念を挙げている。（バンクス：2006）

(16) こうした日韓の比較授業研究のアプローチとして、児童・生徒に期待される市民性の育成に関わり、公的判断の確認と理解を促進する過程を重視する人権教育としての市民性育成教育に関する研究が進められている。梅野正信『判決書を活用した人権教育としての市民性教育に関する日韓の授業研究』科学研究費補助金（基盤研究C）研究実績報告書、2011年。

(17) 「人権教育・啓発に関する基本計画」に明示的に掲げられている人権課題に対する取組はもとより、同計画が「以上の類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う」としていることに基づき、「性的指向を理由とする

偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動」、「ホームレスの人権及びホームレスの自立の支援等」、「性同一障害者の人権」、「人身取引（トラフィッキング）事犯への適切な対応」、「東日本大震災に伴う人権啓発に関する施策」についても報告されている。法務省『平成 25 年度版 人権教育・啓発白書』、2013 年。

(18) 日韓の歴史教科書の記述を考えるうえで、「一般には、日本と韓国の教科書にどのような歴史的事実がどのような分量で説明されているのかという、そもそもの前提さえ、共有されないままにあるように思われる」と指摘されている。二谷貞夫・梅野正信編『日韓で考える歴史教育—教科書比較とともに—』明石書店、2010 年、4 頁。

【参考文献及び引用文献】

(1) 片上宗二『日本社会科成立史』風間書房、1993 年。

(2) 木村博一『日本社会科の成立理念とカリキュラム』風間書房、2006 年。

(3) 上田薫編『社会科教育史資料 1～4』東京法令、1974～76 年。

(4) ジェームス・A・バンクスほか著、平沢安政訳『民主主義と多文化教育—グローバル化時代における市民性教育のための原則と概念—』明石書店、2006 年。

(5) 若槻健『未来を切り拓く市民性教育』関西大学出版部、2014 年。

(6) 憲法教育研究会編『憲法とそれぞれの人権 第 2 版』法律文化社、2014 年。

(7) 上杉孝實・平沢安政・松波めぐみ編著『人権総合教育年表—同和教育、国際理解教育から生涯学習まで—』明石書店、2013 年。

(8) 国際理解教育学会編『現代 国際理解教育辞典』明石書店、2012 年。

(9) 文部科学省『小学校学習指導要領解説 社会科編』、2008 年。

(10) 심성보『인간과 사회의 진보를 위한 민주시민 교육』살림터、2011 年。

(11) 서재천『초등사회과 신미교육』학지사、2012 年。

(12) 박상준『사회과교육의 이해』교육과학사、2013

年。

(13) 한국사회과교육연구회『인권교육탐구』교육과학사、2013 年。

(14) 허영식・신두철 공편、『민주시민교육핸드북』오름、2007 年。

(15) 허영식・신두철 공편、『민주시민교육핸드북 II : 방법론』오름、2009 年。

(16) 국가인권위원회、『인권친화적 교과서 도입을 위한 설명회』、2007 年。

(17) 교육과학기술부、『사회과 교육과정』、2012 年。

本研究は、平成 27 年度科学研究費補助金基盤研究 (B) 「市民性教育の成立と展開に関する日韓共同調査研究」(課題番号: 25285247) による研究成果の一部である。